

1 愛媛県愛ビーチ制度「愛媛ふれあいの海辺」とは

この制度は、地域住民の憩いの場であり、海とのふれあいの場である海岸について、県が、清掃活動を行っていただけるボランティア団体を「愛ビーチ・サポーター」として認定し、地元市町と協力してその活動を支援しようとするものです。

愛ビーチ・サポーターとして認定された団体には、1年間、1回以上の海岸清掃活動を実施していただき、県は、この事業の実施主体として、参加団体名を記した表示板の設置、ボランティア保険の加入、軍手等の提供などの支援をおこないます。また、地元市町にもゴミの処理をはじめとする一定の協力をお願いします。

このように、住民と行政がお互いに協力して海岸の清掃活動に取り組むことにより、海岸愛護の意識を高めながら、快適で美しい海岸環境を創り出すとともに、その担い手である、健全な海岸ボランティア団体の育成を図ろうとする取り組みです。

制度の詳しい内容は次のとおりです。

ー 1 対象となる海岸

- ・ この制度の対象となる海岸は、県が管理する海岸です。
 - ・ 市町営の港湾区域や漁港区域にある海岸は対象となりません。
 - ・ 活動を希望する海岸が対象の海岸に該当するかどうかについては、地元市町又は県の地方局建設部(土木事務所)の各担当窓口にお問い合わせください。
- ※ 各担当窓口については、この手引きの最後に「担当窓口一覧」を掲載しておりますのでご覧下さい。

ー 2 愛ビーチ・サポーター（参加団体）の要件

- ・ 次の参加の要件を満たす団体であれば、すでに海岸清掃活動を実施している団体、この制度を機会に活動を行おうとする団体いずれも参加できます。

【参加の要件】

- (1) 概ね10名以上の団体であること。

(2) 対象海岸の一定区域について、年1回以上の清掃活動を実施できること。

- ・ 海岸愛護団体のほか、自治会、町内会、学校、老人会、婦人会、地元企業等幅広い県民各層からの参加を期待しています。

※ ただし、県が参加団体としてふさわしくないと認める団体は参加することができません。

－ 3 活動の内容

- ・ 海岸の一定区域において、清掃活動（ゴミや空き缶の収集）を行っていただきます。
- ・ 清掃活動を行う区域については、あらかじめ参加団体、市町、県の3者において確認し、決定いたします。
- ・ 活動期間は6月から翌年5月までの1年間とし、この間に1回以上の清掃活動を行ってください。（活動期間は、更新できます。）

－ 4 県及び市町の支援・協力

サポーターの活動に対し、県と地元市町は次の支援、協力を行います。

- ・ 活動区域にサポーター名を記した表示板を設置
- ・ 軍手、ゴミ袋の提供
- ・ ボランティア保険の加入（参加者の保険料の負担はありません。）
- ・ ゴミの処分
- ・ その他サポーター活動について必要と認めた支援、協力

2 愛媛県愛ビーチ制度「愛媛ふれあいの海辺」のしくみ

－ 1 参加申込み

① 参加申込書の提出

- ・ この制度への参加を希望する団体は、参加申込書を地元市町へ提出してください。
- ・ 参加申込書は、各市町又は県の地方局建設部（土木事務所）の担当窓口でお渡ししますので、お申し出ください。
- ・ この手引きの「愛媛ふれあいの海辺」実施要領（以下「実施要領」という。）中の様式1が参加申込書です。

② 参加申込書の確認

- ・ 地元市町は、団体から提出のあった参加申込書について、県の地方局建設部（土木事務所）（以下「県」という。）へ送付してください。
- ・ 県は、参加申込書に基づき、参加団体の名称、活動区域等について団体の代表者の方へ確認するとともに、市町へは、活動への協力内容やゴミの処分方法等についての確認を行います。

③ 参加団体の決定

- ・ 県は、他の団体の申込状況や市町の意見を考慮のうえ、申込みをいただいた団体の参加の決定、また、参加団体の名称、活動区域の決定を行います。
- ・ なお、決定に際しては、同一区域で申込みが重複した場合など、申込みの内容について、変更その他調整等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

－ 2 愛ビーチ・サポーターの認定

① 愛ビーチ・サポーター認定書の交付

- ・ 参加が決定した団体について、県は、愛ビーチ・サポーター認定書（実施要領様式2）を交付します。

② 確認書の締結

- ・ 認定書の交付に併せて、認定書の交付を受けた団体（以下「参加団体」という。）の代表者、地元市町と県の3者において、「愛媛ふれあいの海辺」の実施に関する確認書（実施要領様式3）を締結します。
- ・ この確認書は、参加団体の活動区域、県と市町の協力内容、ゴミの処理方法など、「愛媛ふれあいの海辺」の実施に当たり必要な事項を明らかにしておくものです。

③ 活動計画書の提出

- ・ 参加団体の代表者の方は、確認書の締結が終わりましたら、すみやかに活動計画書（実施要領様式4）を地元市町に提出してください。
- ・ この活動計画書は、あらかじめ参加団体の活動予定を把握するためのものですが、計画書どおりの活動を義務づけるものではありませんので、実施日や参加人数等を変更した場合でも、あらためて計画書を提出する必要はありません。
- ・ 地元市町は、参加団体から提出のあった活動計画書を県へ送付してください。

④ ボランティア保険の加入

- ・ 県では、活動中の万一の事故に備えて、ボランティア保険に加入いたします。参加者の保険料の負担はありません。

⑤ 表示板の設置

- ・ 県は、参加団体の活動区域内に、参加団体名を記した表示板を設置します。
- ・ 表示板は、参加活動期間中設置するものとします。

－ 3 参加活動の実施

① 活動実施連絡票の提出

- ・ 参加団体の代表者の方は、活動を実施する日の10日前までに、活動実施連絡票（実施要領様式5）を地元市町へ提出してください。
- ・ 地元市町は、参加団体から提出のあった活動実施連絡票を県へ送付してください。

- ・ 活動連絡票の提出後、記載内容（日時、参加人数等）が変更となる場合は、すみやかに地元市町及び県へ連絡してください。

② 軍手、ゴミ袋の提供

- ・ 軍手及びゴミ袋については、必要数を活動実施連絡票に記入いただければ、県及び地元市町が提供いたします。
- ・ その他活動に必要な用具については、参加団体をご用意いたします。

③ 活動に際しての安全確保等

- ・ 活動に際しては、実施責任者を定め、実施責任者の責任において、十分な安全確保に努めてください。
- ・ 特に、中学生以下の者が参加する場合は、安全管理に十分な人員の成人(保護者等)が参加するようにしてください。
- ・ 活動日当日は、天候（雨天、強風、波浪等）及び時間（干満潮）を勘案し、悪条件が予想される場合は、活動を中止するなど、安全確保に十分配慮してください。なお、活動を中止した場合は、地元市町及び県へ連絡してください。
- ・ 清掃作業は、岩場や防波堤などの足元の危険な場所や海への転落の恐れのある場所は避けるなど、無理のないように行ってください。

④ 事故発生の場合

- ・ 活動中、万が一事故が発生した場合は、すみやかに、事故発生報告書（実施要領様式7）及び構成員名簿（実施要領様式8）を県へ提出してください。
- ・ 構成員名簿は、万一の事故に備え、あらかじめ作成してください。
- ・ 県が参加活動のため加入するボランティア保険の対象となる事故については、その範囲内で補償を行います。

⑤ ゴミの取り扱い

- ・ 清掃の対象とするゴミは、紙くず類、空き缶・ビン類、草木などの家庭ごみとして回収可能なものとします。重量物や流木などの大型ゴミ、危険物などは対象としておりませんので、これらを発見した場合は、地元市町又は県へ連絡してください。

- ・ ゴミは、地元市町の分別方法に従い回収し、確認書で定めた方法により運搬、処分してください。

⑥ 活動に際しての注意事項

- ・ 参加団体の活動は、活動区域内での清掃を排他独占的に行うものではありません。他の団体や個人の方が清掃活動を行っている場合は、お互いに協力して作業を行ってください。
- ・ 参加団体の活動に併せて、参加活動と関係のないチラシの配布やイベントの開催などの他の目的をもつ活動を行うことはできません。

これは、この制度が、健全な海岸ボランティアを育成する趣旨のものであることから、営利活動や異なった目的のPR活動に利用されることを防ぐためです。ご理解をお願いします。

⑦ 活動報告書の提出

- ・ 活動期間は、6月から翌年5月末までです。
- ・ 参加団体の代表の方は、1年間の活動状況を、翌年の6月末までに活動報告書（実施要領様式6）により地元市町へ報告してください。
- ・ 地元市町は、参加団体から提出のあった活動報告書を県へ送付してください。
- ・ この報告書は、皆さんの活動状況を把握するとともに、今後の海岸管理の参考とさせていただくために必要なものです。また、提出の際には、愛ビーチ制度をよりよいものとするため、積極的なご意見、ご提言もあわせてお願いします。

－ 4 その他の手続き

① 確認書の変更及び解除

- ・ 確認書の変更（団体名、代表者や活動区域など）又は解除を行おうとするときは、確認書変更・解除届（実施要領様式9）を地元市町へ提出してください。
- ・ 地元市町は、参加団体から提出のあった確認書変更・解除届を県へ送付してください。
- ・ 県は、地元市町と協議のうえ、確認書の変更又は解除を行います。

② 確認書の解除

- ・ 参加団体が確認書の各事項を履行できないと認められるとき、又は参加団体の活動内容その他が参加団体としてふさわしくないものと認められるときは、確認書を解除することがあります。

③ 参加活動の更新

- ・ 活動期間は、更新することができます。
- ・ 更新する場合は、更新しようとする年の4月末までに、(次年目の)活動計画書(実施要領様式4)を地元市町へ提出してください。提出により、確認書の効力はその年の6月から1年間継続されますので、引き続き参加活動をお願いします。
- ・ 更新の手続き(活動計画書の提出)がない場合は、6月末をもって確認書は失効し、参加団体としての活動は終了します。
- ・ 地元市町は、参加団体から提出のあった活動計画書を県へ送付してください。